

宿泊約款

(適用範囲)

第1条 当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、
ついては、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規程にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当館が承諾しなかった事を照明した時は、この限りではありません。

2 前項の規程により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までにお支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規程を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規程の規程による料金の支払の際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規程により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合にかぎり、

(申込金の支払を要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規程にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払を要しない事とする特約に応ずる事があります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払を求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 とうかんは、次に掲げるばあいにおいて、宿泊契約に応じない事があります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規程、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊をさせる事ができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申出て、宿泊契約を解除する事ができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規程により当館が申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払より前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、罰し第2に掲げるところにより、違約金を申受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について当館が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当館は宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を3時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合に於いては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規程、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。又は同行をしたと認められるとき
- (2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊をさせる事ができないとき。
- (5) 寝室での寝タバコ、消防用設備に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。

2 当館が前項の規程に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所および職業
- (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項。

2 宿泊客が第12条の料金の支払を、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊場合に於いて到着時及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規程にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。その場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の50%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は各所の掲示等でご案内します。

(1) フロントサービス

- | | | |
|-------------|----|-------|
| イ) エントランスドア | 門限 | 23:00 |
| ロ) フロントサービス | | 23:00 |

(2) 飲物等のサービス提供時間

- | | | | |
|--------|-------|---|-------|
| イ) ご朝食 | 7:30 | ～ | 9:00 |
| ロ) ご昼食 | 11:00 | ～ | 14:30 |
| ハ) ご夕食 | 18:00 | ～ | 21:00 |

2 前項の時間は、臨時に変更する事があります。その場合には、適当な方法をもってお知らせ致します。

(宿泊料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料等の内訳は、別表1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等により、ご出発の際、又は当館が請求した時、フロントに於て行ってください。

3 当館が宿泊客に客室を提供し使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料は申し受けず。

(当館の責任)

第13条 当館は宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。

2 当館は、消防機関より防火優良証を受けておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償保険に加入しております。

(契約した客室が提供できないときの取り扱い)

第14条 当館は宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は前項の規程にかかわらず他の宿泊施設斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないとき、補償料をお支払いしません。

(委託物等の取り扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償致します。但し、当館がお預かりするにあたり、その種類及び価額の明告のなかったものについては、3万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がチェックインされるまでお預かり致します。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れていた場合において、その所有者が判明した時は、該当所有者に連絡をするとともに、その指示を求めるものとします。但し、所有者の指示がない場合、または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合に於ける宿泊の手荷物又は携行品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規程に前項の場合にあっては同条第2項の規程に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車輛のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするのであって、車輛の管理責任まで負うものではありません。但し、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときはその賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意または過失によって当館が損害を被ったときは、当該宿泊者は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表 1 宿泊料金の算定方法 (第2条第1項・第12条第1項 関係)

		内 訳	
支 払 総 額	宿泊料金	基本宿泊料 (室料+朝・夕食料)	
	追加料金	追加飲食及びその他の施設利用代金等	
	税金	消費税	

備考: 1 基本宿泊料は料金表に提示する料金によります。 2 子供料金は小学生は大人料金の70%、4歳以上6歳未満のお子様は大人料金の50% 1歳～3歳のお子様は施設使用料を頂く場合があります。 3歳未満のお子様は別途申し受けず。

別表 2 違約金 (第6条第2項 関係)

契約申込人数	通知を受けた日	不泊	当日	前日	3日前	5日前	7日前	14日前	15日前	30日前
14名まで		100%	50%	20%	20%					
15名から30名まで		100%	50%	20%	20%	20%				
31名から100名まで		100%	70%	50%	20%	20%	20%	10%		
101名以上		100%	70%	50%	25%	25%	25%	20%	20%	20%

(注): 1 %は基本宿泊料に対する比率です。契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に係りなく、初日の違約金を収受します。
2 団体研修旅行及び学生団体教育旅行、スキー修学旅行等の取消料率について、15名以上の違約金は別表3の通りとします。

附 則 この宿泊約款は令和3年10月15日より実施する。

新潟県南魚沼市塩沢2071
株式会社 シャトーテル塩沢